

今後の大山町の

「成人式」の在り方について

～大山町は、これまでどおり20歳で実施！～

昨年6月に民法の改正が行われ、令和4年4月1日以降、民法上の成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。

これにともなって、各自治体で行われている成人式の対象年齢をどうするのかという検討が行われるようになりました。

成人式の対象を、新たな成人年齢の18歳に変更する自治体や、諸課題があることから従来どおりの20歳とする方針を早々に示した自治体もあります。

このような状況から、成人年齢が引き下げになった後、本町の成人式をどうすべきか、大山町総合教育会議（2月27日開催）で、町長と町教育委員会で見解交換し、方向性について検討しました。

参考資料とした日本財団の18歳意識調査（第7回成人式）では、「何歳で成人式を行うのがふさわしいか？」という調査項目で、従来どおりの20歳対象での開催が相応しい、と希望

する人が74%を占めていました。これは、18歳の若者の多くが高校3年生であり、受験と重なることなどが大きな理由のようです。

大山町としては、成人式を「二十歳を祝う会」として位置付け、成人年齢が18歳に引き下げとなった後も、現在行っているとおおり、20歳（20歳を迎える学年単位）を対象として、1月3日に開催する方針といたします。

引き続き、20歳の節目を迎える成人をお祝いしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

引き続き、20歳の節目を迎える成人をお祝いしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



◆問い合わせ先

社会教育課

☎0859・54・5212



▲昨年度の実行委員の皆さんによる企画運営の一場面

令和元年度

大山町 成人式のご案内

5月号でお知らせしたとおり、令和元年度の大山町成人式を、左記のとおり開催します。対象となる皆さんのご参加をお願いします。

◆日時

令和2年1月3日（金）

13時30分 開式

◆場所

保健福祉センターなわ

◆対象

平成11年4月2日～平成12年4月1日までに生まれた方で、町内在住者及び町内中学校卒業業者で現在、町外在住者には、11月ごろにご案内をします。

※町内に在住したことがあり、現在町外在住者の方で、大山町での成人式を希望の方は、社会教育課へご連絡ください。

★成人式実行委員を募集します！

式典及び集合写真撮影後のお楽しみ会の企画等の運営に関わっていただける方を募集します！
自分たちの成人式をより思い出深いものにしてみませんか？
ご応募をお待ちしています！

◆問い合わせ先

社会教育課 生涯学習室

☎0859・54・5212

syougaiakusyu@daisen.jp